第2章 個別施策

基本的方向 1 消費生活の安全・安心の確保

消費者は生活の中で様々な商品やサービスを利用しています。その中でも、購入する機会の多いものや、生命・身体への影響が大きいもの、財産価値の高いものなどについては、特に安全性の確保が重要です。安全性が確保されない場合、消費者が安心して消費ができないだけでなく、消費行動が滞ることで、経済にも悪影響を与えることになります。

課題1 食品の安全性の確保

食は生活に欠かせないものであり、消費者の健康に影響することから、商品・サービスの中でも、消費者は高い関心を持っています。食中毒や異物混入など、食に関する事件を未然に防ぎ、また被害の拡大を防ぐためには、継続的な取り組みが必要です。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
	消費生活センター	食中毒及びその疑いによる健		
1	生活衛生課	康危機が生じた際は、食品衛生所管課等と迅速に連携を取り、健康被害の拡大防止等の対策を表す。		食品に関する相談情報連絡 票の送付件数
	食品安全課	対策を実施します。		
2	生活衛生課	食の安全性確保のため、食品 衛生法に基づき、千葉市食品 衛生監視指導計画を策定しま す。	新規	
3	食品安全課	食品衛生法に基づき食品営業 施設等の監視指導を実施しま す。		食品営業施設等の監視件数
4	食品安全課	地方卸売市場における食品営 業施設等の監視指導、食品検 査を実施します。		地方卸売市場における食品衛生施設等の監視件数
5	食品安全課	食鳥検査、食鳥処理場の監視指導を実施します。		食鳥処理場の監視指導
6	健康科学課	食品衛生法に基づく食品検査を実施します。		食品検査実績 食中毒·食品苦情検査実績
7	農政課	新鮮で安心な農産物の供給確保のため「千葉市産農産物生産者認証制度」を運用します。		千葉市産農産物生産者認証 ※平成29年度目標 200人

課題2 住まいの安全性の確保

1日のうち多くの時間を過ごす住宅は、生活の基礎となるものであり、世界の地震のおよそ2割が日本で発生していることを考えると、その安全性は、一般の商品・サービスよりも必然的に高いものが求められます。また、不動産の賃貸借や売買は、一生の中で機会が限られているにもかかわらず、取引が高額になることも忘れてはなりません。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
8	環境衛生課	シックハウス対策や衛生害虫 の自主的な駆除など、住居衛 生に関する相談業務を行いま す。		
9	住宅政策課	木造住宅及び分譲マンション の耐震診断及び耐震改修に 要する費用の一部を助成しま す。		
10	住宅政策課	すまいアップコーナー(千葉市住宅関連情報提供コーナー)において、住まいに関する情報提供などの相談業務を行います。		
11	建築審査課	住宅の確認申請において、建築基準法等に基づく厳格な審査を行うとともに、中間検査及び完了検査での検査率の向上を目指し、法の的確な運用を図ります。		完了検査率 ※平成31年度末目標値 100%

課題3_生活用品の安全性の確保

生活用品は日々手に触れるものも多いことから、消費者の健康被害を防ぐため、 有害物質の含有について様々な規制があります。また、使用にあたり危険のあるも のについても、同様に様々な規制があります。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
12	消費生活センター	消費生活用製品安全法及び 電気用品安全法に基づく立入 検査の実施により、商品等の 安全性に係る表示の確保を図 ります。		立入検査件数
13	環境衛生課	市内に流通する家庭用品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく監視指導を実施します。		
14	健康科学課	家庭用品について、有害物質 を含有する家庭用品の規制に 関する法律に定める規格基準 に適合しているか検査を実施 します。		家庭用品検査実績

課題4 関係機関との連携

安全性の確保にあたっては、関係機関との連携等を通じて情報収集を行うことも 重要です。また、問題があると思われる商品・サービスについては、専門の機関で の検査が必要となる場合があります。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
15	消費生活センター	消費者庁、国民生活センター、千葉県ほか近隣都県市等との間で消費生活の安全・安心の確保に関する情報交換を行います。		
16	消費生活センター	商品やクリーニングなどのサービスの安全・安心確保のため、 関係機関等に対し必要な検査 を依頼します。		

基本的方向 2 適正な取引環境の確保

商品やサービスに関する内容や量目等の情報が、正しく表示されていることは、適正な取引環境を確保するための基礎となります。また、市場において、商品が円滑に流通できる体制を整備する必要もあります。

課題1 適正な表示の推進

事業者が適正な表示を行うよう、法や条例に基づき家庭用品や食品の検査等を実施するものです。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
17	消費生活センター	家庭用品品質表示法に基づく 立入検査の実施により、適正 な品質表示の確保を図りま す。		立入検査件数
18	消費生活センター	消費者が商品の内容等を理解し、正しく選択できるよう、条例に関する基準の遵守状況に関する調査を実施します。		調査店舗数
19	食品安全課	食品表示法に基づき、食品の 名称、製造所所在地、製造者 氏名、消費又は賞味期限、添 加物等衛生及び保健事項に 係る表示の監視・指導を実施 します。		

課題2 適正な計量の推進

商品の購入を決めるにあたり、量目は尺度の一つとなります。量目の正確性を確保するために、事業所等に立ち入り、調査を行います。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
20	消費生活センター	計量法に基づき、事業所で使用するはかりの定期検査を行います。		はかりの定期検査個数
21	消費生活センター	計量法に基づき、計量販売している商店・スーパー等へ立ち入り、商品の量目についての検査を行い、合わせて制度の意義の説明及び技術的な助言を行います。		立入検査件数

課題3 生活関連商品の調査、安定供給

品質が良く、安価な商品やサービスが供給されていても、市場が正常に機能していなければ消費者は入手することができません。消費者にとって、災害時を含め、市場における商品の円滑な流通体制を確保するための取り組みは重要です。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
00	危機管理課	災害時において生活関連商品 の円滑な流通を図るため必要 があると判断したときは、事業		
22	消費生活センター	者に対し円滑な供給その他必要な措置を講ずるよう依頼します。		
23	消費生活センター	生活関連商品等の価格等に ついて必要に応じて調査を行い、市民に対し情報提供します。		
24	消費生活センター	事業者に対し条例に規定する 不適正な取引行為を行わない よう指導の強化を図ります。		
25	産業支援課	市民が身近に利用できるように 商店街等活性化事業に対する 支援を行い、地域商業の振興 を図ります。		
26	地方卸売市場	地方卸売市場の適正な運営により、生活関連商品の安定的な供給を図ります。		

基本的方向3 相談による消費者被害の救済

消費者トラブル等に巻き込まれた消費者にとって、消費生活相談は最後のよりどころとなります。消費生活相談は内容も様々であり、しかも日々変化しているため、相談員は高い能力が求められます。また、中には一刻を争う案件もあることから、消費者が利用しやすい相談体制が構築されていなければなりません。

課題1 消費者被害の救済

消費生活相談は、利用方法が煩雑であれば、消費者被害を救済する役割を十分に 果たせなくなります。消費生活相談員の能力の向上を図ると同時に、消費者が相談 しやすいよう、様々な形の相談方法を実施する必要があります。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
27	消費生活センター	消費生活センターに寄せられ た消費生活相談の内容を分析 し、消費者被害の未然防止・ 拡大防止などに関する施策へ 反映させます。		
28	消費生活センター	弁護士会等との連携による多 重債務問題等に関する特別相 談を実施します。		多重債務者特別相談の件数
29	消費生活センター	区役所や商業施設等で出張 相談を実施します。		出張相談の実施回数
30	消費生活センター	インターネットによる消費生活 相談を実施します。		インターネット相談の件数
31	消費生活センター	消費生活センターへの来所が 困難な相談者に対応するため、FAXや相談員の訪問によ る相談等、消費生活相談の拡 充を図ります。	新規	
32	消費生活センター	消費生活相談の利便性向上 のため、相談日及び時間の拡 充を図ります。	新規	
33	消費生活センター	研修や情報の共有等を通じて 消費生活相談員の資質の向 上を図り、適切な相談対応を 行います。		研修の実施回数 ・国民生活センター等への研修参加 ・所内研修会
34	消費生活センター	若年者に対する特別相談を実 施します。		実施回数

課題2 相談体制の強化

利用しやすい相談窓口にするため、消費生活相談窓口の周知や、外国人や障害者等への対応等、相談体制を整備します。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
35	消費生活センター	外国人や聴覚障害者等の消費生活相談において三者間通話等の活用を図ります。		
36	消費生活センター	消費生活相談窓口を周知し、 相談者が自発的に消費生活 相談を利用できる環境を整備 します。		

課題3 関係機関との連携

庁内には多くの窓口があり、その中には相談業務を実施している課もあります。 庁内各課が連携することで、消費生活相談窓口の利便性を高めることができます。

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
37	男女共同参画課	男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、各種相談を行い、相談内容により、消費生活センターほか各種機関と連携します。	新規	
38	消費生活センター	庁内関係課と連携し、消費生活相談窓口の利用促進を図ります。		
39	消費生活センター	千葉市多重債務者支援庁内 連絡会議における多重債務者 支援策を推進します。		

基本的方向4 自ら考え行動する自立した消費者の育成(消費者教育推進計画)

平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律が施行され、市町村には消費者教育推進計画策定の努力義務が課せられました。消費者は消費者教育を受けることで成長し、消費者トラブルに適切に対応できるようになるほか、社会や環境に対し積極的に行動することも期待できます。

課題1 消費者被害防止のための教育

消費者被害を防止するためには、消費者が事前に学び、被害を回避することが最も効果的です。消費者被害に関する教育としては、情報提供や、講座・講演会の開催、地域の見守り活動を行う団体との連携等が考えられます。

(分類1 消費者被害防止に係る教育の促進)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
40	消費生活センター	若者に対する消費者教育の推進のため、教育現場への消費生活相談員の派遣、職場体験学習の実施等やその他啓発を行います。 主な関係先:学校、高校、大学対象年齢期:小学校期、中学校期、高校生期、成人期(特に若者)		教育現場における講座の実 施回数・受講者数
41	消費生活センター	消費者被害の防止のため、庁 内関係課やちばし消費者応援 団等と連携し、市等が主催す るイベントに参加して、最新の 悪質商法と対処法等の啓発を 行います。 主な関係先:庁内関係課、ち ばし消費者応援団 対象年齢期:全世代		
42	消費生活センター	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、消費者被害の防止のための講演会等を開催します。 主な関係先:警察、区役所対象年齢期:高校生期、成人期		警察や区役所等と連携した 講演会の実施回数・受講者 数
43	消費生活センター	悪質商法に関する情報提供の機会を増やすため、消費生活講座やセンター主催の講演会に、悪質商法とその対処法に関する講座を加えます。 主な関係先:一対象年齢期:高校生期、成人期		実施回数•受講者数

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
44	消費生活センター	消費者被害の防止や消費生活に関するものなど、市民の要望に応じたくらしの巡回講座を開催します。 主な関係先:地域団体対象年齢期:小学生期~成人期		実施回数·受講者数
45	消費生活センター	成年後見制度の利用を円滑に 行えるよう、周知・啓発を行い ます。 主な関係先: 千葉市成年後見		
10	高齢福祉課	支援センター 対象年齢期:高校生期、成人 期		
46	地域包括ケア推進課	地域や職域における認知症の 方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。 主な関係先:学校、町内自治会、事業者 対象年齢期:小学生期~成人期		実施回数•受講者数
47	高齢福祉課	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。		実施回数·受講者数 高齢福祉課
TI	高齢施設課	主な関係先:消費生活センター、いきいきプラザ、いきいきセンター 対象年齢期:成人期(特に高齢者)		高齢施設課
48	生涯学習振興課	消費生活センターと連携し、公 民館等において、消費者被害 の防止に関する講座を開催し ます。 主な関係先:消費生活セン ター、公民館、生涯学習セン ター 対象年齢期:成人期		実施回数·受講者数

(分類2 消費者被害防止に係る啓発の促進)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
49	地域安全課	警察から情報提供を受けた、 最近の犯罪発生状況や防犯 対策情報を千葉市地域防犯 ニュースとしてホームページに 掲載し、情報提供を行います。 主な関係先:警察 対象年齢期:高校生期、成人 期		
50	地域安全課	消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注意喚起を迅速に行うため、ちばし安全・安心メールやホームページを活用した架空請求などに関する		・メール送付人数及び件数
	消費生活センター	情報提供を行います。 主な関係先:警察 対象年齢期:高校生期、成人 期		・ホームページ更新回数
51	消費生活センター	若年者に対し街頭キャンペーンなどを実施します。 主な関係先:一対象年齢期:高校生期、成人期(特に若者)		
52	消費生活センター	ホームページ、市政だより、啓 発冊子など様々な媒体を活用 して、消費者被害に関する情 報提供を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:高校生期、成人 期		

(分類3 消費者被害防止のための見守り体制の強化)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
53	地域安全課	地域における防犯体制を強化するため、講座や防犯パトロールを行う団体の支援、防犯アドバイザーの派遣を行います。 主な関係先:市民団体等、防犯パトロール隊 対象年齢期:高校生期、成人期		派遣回数
54	地域安全課	防犯意識の高揚を図るため、 「防犯への協力に関する覚書」 を締結します。また、市及び覚 書締結事業者を構成員とする 地域防犯連絡会を開催し、情 報を共有するとともに、協同し て啓発活動を実施します。 主な関係先:事業者 対象年齢期:全世代		覚書締結事業者数·啓発実 施回数
55	消費生活センター	行政、関係団体などによる千 葉市高齢者等悪質商法被害 防止ネットワーク会議を通じて 連携の強化を図り、情報提供 を行います。 主な関係先:委員、庁内関係 課、社会福祉協議会 対象年齢期:高校生期、成人 期		消費者被害注意報送付回数
56	高齢福祉課	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対し、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行い、高齢者見守り活動を推進します。 主な関係先:町内自治会、社会福祉法人対象年齢期:成人期		助成件数

課題2 自立した消費者になるための教育

消費者教育は食育、情報とメディアに関する教育、環境教育、国際理解教育等、様々な分野に及びます。消費者が充実した消費生活を送るためにも、また、社会や環境に対して積極的に行動する自立した消費者になるためにも、教育の機会を提供や、消費者教育を促進させるための取り組みは重要です。

(分類1 食に関する教育の促進)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
57	健康支援課	関係機関と連携し、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進します。 主な関係先:庁内関係課、関係行政機関、食品関係団体等対象年齢期:全世代		
58	健康支援課	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行います。 主な関係先:一対象年齢期:高校生期、成人期		
59	健康支援課	様々な年齢層を対象に、食育に関する講座を開催します。 主な関係先:健康課、食生活改善推進員、食品関係団体対象年齢期:全世代		年代別講座受講者数 離乳食教室 食の実践教室 介護予防教室(食事セミ ナー)
60	健康支援課	食を通じた地域の健康づくりの ボランティア活動を行う食生活 改善推進員(ヘルスメイト)の養 成・育成を行います。 主な関係先:健康課 対象年齢期:成人期		講座実施回数・受講者数 食生活改善推進員数 ※平成30年度の目標値 330人
61	健康支援課	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭に健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。 主な関係先:食品安全課、事業者対象年齢期:全世代		健康づくり応援店件数

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
62	生活衛生課	パンフレット、ホームページ等により、迅速かつわかりやすく食の安全確保に関する情報を提供します。 主な関係先:一対象年齢期:高校生期、成人期		ホームページによる情報提 供件数
63	生活衛生課	食の安全に対する知識の普及 を図るため、食の安全に関す る講演会等を開催します。 主な関係先:消費者、食品等 関係事業者 対象年齢期:高校生期、成人 期		講演会の実施回数、参加者数
64	幼保運営課	毎日の保育の中で、乳幼児が 発達・発育に応じて食につい て学べるよう、各保育所・認定 こども園において食育計画を 策定し、取り組みを実施しま す。 主な関係先:保育所、認定こど も園 対象年齢期:幼児期		
65	幼保運営課	食育だより等を通じ、乳幼児及び小・中学生の保護者に対し 健全な食生活に役立つ情報 提供を行います。		配布先件数 •保育所
00	保健体育課	主な関係先:保育所、認定こども園、学校 対象年齢期:幼児期、小学生 期、中学生期		・計画策定認定こども園 ・学校
66	廃棄物対策課	食品ロス削減を啓発するため、 事業者と協働で食べきりキャン ペーンを実施するとともに、小・ 中学校と連携し、給食だよりや 校内放送を活用した普及啓発 を図ります。 主な関係先:学校、事業者 対象年齢期:全世代	新規	
67	農政課	地産地消に関する市民の理解 を深めるため、啓発を行いま す。 主な関係先:一 対象年齢期:全世代	新規	キャンペーン実施回数

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
68	農政課	児童の「食」と「農」に対する関心と理解を深めるため、小学校で生産者による出張授業を実施します。 主な関係先:生産者、小学校対象年齢期:小学生期		実施校数
69	農政課	農業に親しむ機会を提供する ため、市民農園・体験農園・観 光農園等において農業体験活 動の場を提供します。		①市民農園数·参加者数 ②体験農園数·区画数 ③観光農園数·参加者数
09	農業経営支援課	主な関係先:市民農園園主、 本験農園園主、観光農園園 主、農業団体 対象年齢期:全世代		※平成29年度目標 市民農園·農業体験農園数 (44箇所)
70	指導課	農山村留学を実施し、児童の 食に関する理解を進めます。 主な関係先:小学校 対象年齢期:小学生期		実施校数、参加児童数
71	保健体育課	各小、中、特別支援学校において食に関する指導の全体計画を策定し、食に関する教育を推進します。 主な関係先:農業協同組合、卸売業者、農政課、学校対象年齢期:小学生期、中学生期		

(分類2 情報とメディアに関する教育の促進)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
72	消費生活センター	インターネットに関連する消費者トラブルとその対処法や機器の適切な利用等に関する講座を開催します。 主な関係先:一対象年齢期:高校生期、成人期		実施回数·受講者数
73	高齢福祉課	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催します。 主な関係先:(公社)シルバー人材センター対象年齢期:成人期		実施回数·受講者数
74	高齢施設課	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開催します。 主な関係先:いきいきプラザ、いきいきセンター対象年齢期:成人期(特に高齢者)		実施回数·受講者数
75	教育セン ター	千葉市小中学校版情報モラル教育カリキュラム及び情報モラルコンテンツの活用を支援する等、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。主な関係先:学校対象年齢期:小学生期、中学生期		情報モラルカリキュラム等 の配信
76	教育セン ター	インターネットにおける消費者トラブルに関する教育や情報通信技術を活用した授業の推進及び情報活用能力の育成のため、小・中・特別支援学校の関係する教員に対し研修を行います。 主な関係先:学校対象年齢期:成人期		実施回数·受講者数

(分類3 環境教育の促進(持続可能な開発のための教育①))

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
77	環境保全課	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを作成・配付し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。 主な関係先:庁内関係課対象年齢期:高校生期、成人期		配布部数
78	環境保全課	ホームページを活用し、環境 に関する啓発を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:高校生期、成人 期		ホームページ更新回数
79	環境保全課	大草谷津田いきものの里等を整備し、環境学習活動として自然観察会を実施します。 主な関係先: - 対象年齢期:全世代		実施回数•参加者数
80	環境保全課	児童、生徒向け環境教育教材 を作成するとともにこれを活用 し、環境教育を推進します。		
80	指導課	主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期·中学 生期		
81	環境保全課	環境学習モデル校を指定し、 環境保全活動を推進します。 主な関係先:学校		モデル校指定数
81	指導課	対象年齢期:小学生期、中学生期		こ ノ / レ (又 1日) 足 剱
82	環境保全課	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、環境問題関連の 講演会やイベント等を開催します。		実施回数、参加者数 (環境保全課) エコメッセ
02	生涯学習振 興課	す。 主な関係先:エコメッセ実行委 員会、事業者、環境NPO 対象年齢期:全世代		講演会 (生涯学習振興課) 講演会

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
83	廃棄物対策課	焼却ごみの削減のため、大学生ボランティアグループとの連携など、様々な啓発活動を行います。 主な関係先:大学生ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」 対象年齢期:全世代		実施回数
84	廃棄物対策 課	生ごみの減量のため、食材などの無駄を減らすエコレシピ料理の普及啓発活動を行います。 主な関係先:高校対象年齢期:高校生期		実施回数、受講者数
85	廃棄物対策課	ごみの減量やリサイクルに関する市民の意識高揚を図るため、ごみ減量広報紙を発行し、啓発を行います。 主な関係先:一対象年齢期:全世代		発行回数、部数 GO!GO!へらそうくん
86	廃棄物対策課	生ごみの減量及び資源化のため、研修を受講する等所定の要件を満たした者を生ごみ資源化アドバイザーとして登録します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期		登録者数
87	廃棄物対策課	町内自治会・市民活動団体や 事業者等が行う、生ごみの減 量や資源化推進を目的とした 学習会・研修会などの活動に、 生ごみ資源化アドバイザーを 派遣し、適切な助言・技術指 導等を行います。 主な関係先:町内自治会、市 民活動団体、事業者 対象年齢期:全世代		派遣回数、受講者数
88	廃棄物対策 課	自発的なごみ減量・再資源化活動を推進するため、生ごみ減量処理機等の購入費の助成を行います。 主な関係先:一対象年齢期:成人期		助成件数 ・生ごみ減量処理機 ・生ごみ肥料化容器

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
89	廃棄物対策課	未就学児や小学生を対象に、 ごみの分別や3Rについて体 験学習する「へらそうくんルーム」や「ごみ分別スクール」を実 施します。 主な関係先:保育所(園)、幼 稚園、小学校 対象年齢期:幼児期、小学生 期		実施数 •保育所、幼稚園、小学校
90	廃棄物対策課	公共施設に使用済み小型家電の回収ボックスを設置し、認定事業者に引き渡して有用な金属等のリサイクルを図るとともに、市民のリサイクル意識の向上を促進します。 主な関係先:一対象年齢期:全世代	新規	ボックス設置箇所
91	廃棄物対策課	地域団体等による廃食油の回収拠点の設置を推進し、市民のリサイクル意識の向上を図るとともに、事業者がこれを収集・精製してバイオディーゼル燃料にリサイクルする取り組みを推進します。 主な関係先:地域団体、事業者対象年齢期:全世代	新規	回収団体数
92	廃棄物施設 課	清掃工場や新浜リサイクルセンターにおいて、施設見学等環境教育に関する取組を行います。 主な関係先:一対象年齢期:小学生期、成人期		実施回数、参加者数
93	緑政課	ヒートアイランド現象や地球温暖化に対する緑化の取組みの一つである緑のカーテンについて、ゴーヤの種の配布や、ホームページでの紹介及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を行います。主な関係先:公共施設等対象年齢期:全世代		種配布数、苗配布数
94	動物公園	動物公園において開催している飼育員のガイドの中で、規格外の野菜をエサとして利用し、環境に配慮した飼育に努めていることなどを伝え、環境教育を推進します。 主な関係先:一対象年齢期:全世代		実施回数

(分類4 国際理解教育の促進(持続可能な開発のための教育②))

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
95	国際交流課	(公財)千葉市国際交流協会 を通じ、市内の国際交流・国際 協力活動を行う団体を支援し ます。 主な関係先:(公財)千葉市国 際交流協会 対象年齢期:全世代		助成件数
96	国際交流課	友好親善や相互理解を深め、 国際理解を推進するため、姉 妹都市との青少年交流を実施 します。 主な関係先:(公財)千葉市国 際交流協会 対象年齢期:中学生期~成人 期(特に若者)		参加者数
97	指導課	英語を母語とする外国人講師を市立小・中・高等学校に配置し、語学指導を充実させ、異文化理解を推進し、コミュニケーションを図る態度や能力を育成します。 主な関係先:学校、高校対象年齢期:小学生期、中学生期、高校生期		外国人講師配置数 小学校 中学·高校
98	指導課	小・中学校における、海外の姉 妹校・交流校などとの継続的な 国際交流活動により、児童生 徒が国際的視野の中で物事を 考え判断する態度を育成しま す。 主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期、中学 生期		実施校数
99	指導課	帰国児童生徒及び外国人児 童生徒の特性を伸長させるための指導や適応指導を実施することで、帰国児童生徒等の学級への溶け込みを図り、児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進します。主な関係先:学校対象年齢期:小学生期、中学生期		外国人児童指導教室設置 数、協力員数
100	稲毛高等学 校・附属中学 校	海外姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。 主な関係先:一対象年齢期:中学生期、高校生期		留学生受入及び語学研修 ノースバンクーバー市 ヒューストン市 サ [†] ウット [†] ランス [†] 市

(分類5 消費生活の様々な分野における教育の促進)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
101	給与課	市職員に対し、退職後のライフ プランに関する講座を開催しま す。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期		講座実施回数、受講率
102	広報広聴課	市民の法知識向上のため、千 葉県弁護士会と共催で市民法 律講座を開催します。 主な関係先:千葉県弁護士会 対象年齢期:高校生期、成人 期		実施回数、受講者数
103	消費生活センター	「暮らしの情報いずみ」を発行し、情報提供を推進します。 主な関係先:ちばし消費者応 接団、町内自治会、医療機関 等 対象年齢期:高校生期、成人 期		発行回数、配布先件数
104	消費生活センター	債務整理のための方法等に関する情報を提供します。 主な関係先: 一対象年齢期:成人期		
105	消費生活センター	様々な年齢層が参加すること ができるよう消費者教育に関する講座を開催します。 主な関係先:一 対象年齢期:小学生期~成人期		巡回講座回数、受講者数
106	消費生活センター	消費生活センター資料情報 コーナーの資料・掲示物・配架 物等を充実させ、消費生活センター利用者を増進させます。 主な関係先:一対象年齢期:全世代		利用者数

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
107	環境衛生課	市民が家庭用品を安全に正しく使用できるよう、啓発を行います。 主な関係先:一対象年齢期:全世代	新規	
108	こども企画課	実行委員会事務局として、事業者やボランティアと連携し、こどもが仕事や買い物などの疑似体験をして社会へ参加することなどを学ぶ「こどものまちCBT」を開催します。主な関係先:事業者、ボランティア対象年齢期:小学生期~高校生期	新規	参加者数
109	経済企画課	大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶ「ちばっ子商人育成スクール」(キッズ・アントレプレナーシップ教育の推進)を実施します。主な関係先:大学、事業者対象年齢期:小学生期、中学生期、高校生期		事業数、受講者数 ※平成29年度末目標 560人/年
110	住宅政策課	マンションの適正管理の必要性等を啓発するため、マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期		実施回数、受講者数
111	住宅政策課	地震による住宅の倒壊等の被害から市民を守るため、耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ出前講座を開催します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期		実施回数、受講者数
112	生涯学習振興課	公民館や生涯学習センターにおいて様々な年齢層が参加することができるよう、消費生活に関連する講座を開催します。主な関係先:公民館、生涯学習センター、事業者、環境NPO対象年齢期:全世代		実施回数、受講者数 (消費生活に関する講座)

(分類6 消費者教育を促進するための取り組み)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
113	消費生活センター	消費者教育担当課やちばし消費者応援団等と連携し、消費者教育に関する啓発等を行います。 主な関係先:庁内関係課、ちばし消費者応援団対象年齢期:全世代	新規	
114	消費生活センター	消費者教育を推進するため、個人を対象にちばし消費者応援団を募り、消費者教育の実践を支援します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期	新規	個人会員数
115	消費生活センター	市が主催又は後援・共催する 消費者教育に関連するイベン トや啓発資料等の情報を一元 化し、市民に情報提供します。 主な関係先:庁内関係課、消 費者教育に関する活動を行っ ている団体及び事業者 対象年齢期:全世代	新規	
116	消費生活センター	様々な講座・講演会等でアンケートを実施し、消費者の要望に応じた講座等を実施します。 主な関係先:一対象年齢期:小学生期~成人期		
117	消費生活センター	学ぶ時間をとることが困難な成 人期の市民等に対し、ホーム ページの充実や託児付き講座 等を実施することで、消費者教 育を受ける機会を提供します。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	新規	託児付き講座実施回数
118	指導課	消費者教育の推進のため、教 員や学校に対し、情報提供や 研修を行います。		•職場体験学習実施校•生徒数
110	教育センター	主な関係先:学校 対象年齢期:小学生期〜成人 期(特に若者)		・教員向け研修の実施回数・ 参加者数

課題3 事業者及び事業所への教育

消費者教育は食育、情報とメディアに関する教育、環境教育、国際理解教育等、様々な分野に及びます。消費者が充実した消費生活を送るためにも、また、社会や環境に対して積極的に行動する自立した消費者になるためにも、教育の機会を提供や、消費者教育を促進させるための取り組みは重要です。

(分類1 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
119	消費生活センター	消費者トラブルの防止のため、 事業者に対し、法令遵守や自 主規制等に係る消費者志向的 な経営に関する研修及び支援 を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期		実施回数、受講者数
120	消費生活センター	消費者トラブル防止のため、事業者に対し、消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発及び消費者志向的経営に関する意見交換を行います。 主な関係先:一対象年齢期:成人期		事業者数
121	廃棄物対策 課	事業者のごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図るため、事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」を発行し、啓発を行います。 主な関係先:一対象年齢期:成人期		配布部数
122	廃棄物対策 課	事業者のごみの減量やリサイクルに関する意識高揚を図るため、講演会を開催し、啓発を行います。 主な関係先:一対象年齢期:成人期	新規	実施回数、参加者数

(分類2 職域における消費者教育の促進)

7779 - 1979 - 1977 - 19					
番号	所管課	施策の内容	備考	指標	
123	人材育成課	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための教育を実施します。 主な関係先:一対象年齢期:成人期(特に若者)		講座実施回数、受講者数	
	消費生活センター				
124	消費生活センター	事業者・事業者団体と連携し、 新入社員等に対し消費者トラ ブル防止のための講座を実施 します。 主な関係先:事業者、事業者 団体 対象年齢期:成人期		実施回数、受講者数	
125	消費生活センター	消費者教育担当課が連携した 取り組みを行えるよう、職員に 対して消費者教育に関する研 修を実施します。 主な関係先:庁内関係課 対象年齢期:成人期		実施回数、受講者数	

課題4 担い手の育成・支援

消費者教育は様々な分野に及ぶことから、行政以外にも事業者、消費者団体、NPO、地域団体等、様々な団体が関係しています。消費者教育を推進するためには、これらの団体の育成や支援が必要不可欠です。

(分類1 関係機関との連携)

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
126	消費生活センター	消費者教育ワーキンググループ等を通して教育委員会と連携し、学校における消費者教育の推進を図ります。 主な関係先:教育委員会、学校 対象年齢期:小学生期、中学生期、成人期		
127	環境保全課	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。 主な関係先:市民、事業者、学識経験者、学校関係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、千葉県地球温暖化防止活動推進目とシター対象年齢期:全世代		実施回数、参加者数
128	生涯学習振興課	国際理解教育に係る取組みを 行う千葉ユネスコ協会が実施 する社会教育活動を支援しま す。 主な関係先:千葉ユネスコ協 会 対象年齢期:全世代		

(分類2 地域団体や事業者等の消費者教育活動支援)

		(事業任等が信負任教自由動	1,000	
番号	所管課	施策の内容	備考	指標
129	市民自治推進課	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行います。主な関係先:ボランティア団体、NPO団体対象年齢期:中学生期~成人期		諸室の利用件数、利用者数 ・会議室利用件数 ・談話室利用件数 ・登録団体数 施設利用者数
130	消費生活センター	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。主な関係先:地域団体、事業者対象年齢期:全世代		団体会員数
131	消費生活センター	千葉市民活動支援センターと 連携し、消費者団体の活動促 進を図ります。 主な関係先:千葉市民活動支 援センター 対象年齢期:全世代		
132	消費生活センター	ちばし消費者応援団の活動を 支援するため、登録者に対し 消費生活センター内の諸室の 貸し出し、ポスター掲示や資料 の配架等を行います。 主な関係先:一 対象年齢期:成人期	新規	貸出回数
133	地域福祉課	市及び各区のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行います。 主な関係先:ボランティア団体対象年齢期:小学生期~成人期		講座開催日数、受講者数

番号	所管課	施策の内容	備考	指標
134	環境保全課	大草谷津田いきものの里等で 自然保護活動を行っているボ ランティア団体の講習会や普 及啓発などの活動を支援しま す。 主な関係先:ボランティア団体 対象年齢期:高校生期、成人 期		
135	廃棄物対策 課	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」行動協定店の取り組みの周知を図ります。 主な関係先:事業者対象年齢期:全世代		ちばルール協定店件数
136	収集業務課	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、あわせてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。 主な関係先:集団回収団体対象年齢期:全世代		回収量
137	生涯学習振興課	ちば生涯学習ボランティアセンター(生涯学習センター内)において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行い、消費者教育に関連する分野で活動するボランティア団体等を支援します。 主な関係先:ボランティア団体対象年齢期:高校生期、成人期		